

## 令和5年大川広域行政組合公告第1号

次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、大川広域行政組合契約規則（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号）第6条の規定により公告する。

令和5年4月10日

大川広域行政組合  
管理者 大山茂樹

### 第1 入札に付する事項

- 1 工事名  
大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 仕様等  
別紙「大川広域志度クリーンセンター基幹的設備改良工事発注仕様書」のとおり。
- 3 工事期間  
自 議会の議決の日の翌日 至 令和8年3月31日  
(本件は議会の承認を得るものである。)
- 4 工事場所  
大川広域志度クリーンセンター
- 5 入札方法  
第8 入札及び開札等のとおりとする。

### 第2 契約書作成の要否

不要（大川広域行政組合において調整する。）

### 第3 入札条項及び契約条項を示す場所及び日時等

公告の日から令和5年4月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

〒769-2103

香川県さぬき市小田2600番地3

大川広域志度クリーンセンター 電話 087(895)0021

FAX 087(895)0047

メール kouiki-sido@md.pikara.ne.jp

#### 第4 入札に付する事項の内容に関する質疑の受付

入札に付する事項の内容に関する質疑がある場合は、公告の日から令和5年4月25日(火)午後2時までに下記のところまで文書で行うこと。(文書は、FAXでの送付も可とする。)

質疑に関する回答は、提出期限までにされた内容を一括して郵送又はFAXで回答する。ただし、急を要する質疑については、提出期限前であっても郵送又はFAXで回答する場合がある。

〒769-2103

香川県さぬき市小田2600番地3

大川広域志度クリーンセンター 電話 087(895)0021

FAX 087(895)0047

メール kouiki-sido@md.pikara.ne.jp

#### 第5 現地調査

現地調査を希望する場合は、大川広域志度クリーンセンターに連絡すること。

#### 第6 入札に参加できる者の資格要件等

##### 1 制限付き一般競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 香川県建設工事指名停止等措置要領(昭和59年6月30日告示第456号)、さぬき市建設工事指名停止等措置要領(平成14年さぬき市告示第36-1号)及び東かがわ市建設工事指名停止等措置要領(平成15年4月1日告示第24号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の確認を受け適正であると認められる者であること。
- (4) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札者決定の日までの間に、地方公共団体の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 公告日から過去10年間に、地方公共団体等が発注した次の業務を元請として、2件以上の履行実績を有する者であること。
- ア し尿処理施設（又は汚泥再生処理センター）の循環型社会形成推進交付金事業による基幹的設備改良工事
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (10) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該工事实施設設計業務に配置できる者であること。
- ア 地方公共団体等が発注したし尿処理系施設（又は汚泥再生処理センター）整備事業又は基幹的設備改良工事等に係る実施設計の実績があること。（簡易な補修工事、修繕工事を除く。）
- イ 入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できること（健康保険証の写し等）。
- (11) 次に掲げる基準のすべてを満たす監理技術者及び監理技術者補佐（配置する場合のみ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- ア 清掃施設工事業の技術者資格を持つ者で、地方公共団体等が発注したし尿処理系施設（又は汚泥再生処理センター）に係る施工実績があること。（簡易な補修工事、修繕工事を除く。）
- イ 監理技術者資格者証（業種「清掃施設工事」）の交付を受けている者で、監理技術者講習を受講した者であること。
- ウ 入札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できること（健康保険証の写し等）。
- ※ 契約着手時から専任配置が必要な期間である場合はすぐに配置可能な者となるが、現場着手を要しない期間（工場製作期間のみ等）については、技術者の専任を緩和できるものとする。また、監理技術者と現場代理人の兼任はできるものとする。監理技術者補佐を配置する場合においては、監理技術者補佐と現場代理人の兼任のみできるものとする。**
- (12) 当該公告内容及び仕様書、契約内容等を確認理解し、承諾した者。
- (13) 制限付き一般競争入札参加者が、開札日時までに上記の条件を満たさなくなったとき、或いは満たさないことが判明したときは、入札参加資格を認めない場合があること。
- 2 過去3年以内に下記の事由に該当する者である場合は、本入札には参加できないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

- (2) 入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 工事の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (6) 以上の規定により入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

### 3 制限付き一般競争入札参加資格の確認等（一次審査）

- (1) 制限付き一般競争入札参加希望者は、令和5年4月25日（火）までに、下記の書類を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、制限付き一般競争入札参加資格があると認められた者に限り入札参加の対象とする。

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（一次審査用）（様式第1号）

イ 実績調書（様式第2号）

ウ 管理技術者実績調書（様式第3号）

エ 現場代理人実績調書（様式第4-1号）、監理技術者実績調書（様式第4-2号）

**※資格審査申請時に配置予定の技術者が特定できない場合は、複数（3名まで）の候補者の実績調書を提出すること。**

オ 監理技術者補佐実績調書（様式第4-3号）

**※配置する場合のみ提出すること。特定できない場合はウと同様とする。**

カ 納税証明書（各1部。公告日以前3カ月以内に発行した原本又はその写し。）

国 税：その3の3（法人）

地方税：完納証明書又は滞納のない証明書

- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）はA4判で統一のうえ持参により1部提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 制限付き一般競争入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和5年5月8日（月）までに**制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）**をもって通知する。
- (4) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び資料の受付
  - ア 受付期間  
公告の日から4月25日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民

の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで。  
ただし、正午から午後1時までの間を除く。

ウ 受付場所 第3の契約条項を示す場所において同じ。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

4 見積設計図書等の確認（二次審査）

上記の一次審査通過者については令和5年5月19日（金）までに下記の書類を提出し制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、一次審査及び二次審査を通過し制限付き一般競争入札参加資格があると認められた者に限り制限付き一般競争入札の参加対象とする。

(1) 見積設計書等

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（二次審査用）（様式第6号）

イ 設備仕様書（本発注仕様書に則し、機器類等の仕様を明確にしたもの）

ウ 設計計算書

エ 図面類（処理フローシート、各階機器配置平面図、仮設計画書等）

オ 工事工程表

カ CO2削減計画書

キ イ～カの電子データ

(2) 見積設計書等は持参により1部提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは受け付けない。

(3) 制限付き一般競争入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、令和5年6月2日（金）までに**制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）**をもって通知する。なお、入札様式及び金抜き内訳書等については、当該審査結果通知書を送付する際に併せて送付するものとする。

(4) 見積設計書等の受付

ア 受付期間

令和5年5月19日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

#### ウ 受付場所

第3の契約条項を示す場所において同じ。

#### (5) その他

ア 申請書及び資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、返却しない

#### 5 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、管理者に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、令和5年6月5日(月)まで(ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。)に、第3に示す場所に指定する時間内において持参及び郵便等により提出するものとする。

(3) (1)の説明を求めたものに対する回答は、令和5年6月7日(水)までに書面にて行う。なお、この入札は、この手続きが完了したことを確認して行うものとする。

### 第7 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除

2 契約保証金 免除(ただし、工事執行規則第25条により、保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約の締結が必要。契約保証の内容については、落札後直ちに申し出ること。)

### 第8 入札及び開札等

1 日時 令和5年6月9日(金) 午後2時から

2 場所 香川県さぬき市津田112番地33

大川広域行政組合 事務局3階

**※感染症対策(マスク等)を行ったうえ入室してください。**

3 入札書の提出方法

持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

4 入札に関する注意事項

(1) 入札当日は、午後1時30分から大川広域行政組合事務局3階において受付を行う。

(2) 入札に参加する場合は、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを必ず持参し、受付において提示すること。提示がない場合は、入札に参加することができなくなる可能性があるため注意すること。

(3) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。提出がない場合は、入

札に参加できなくなるので特に注意すること。

- (4) 入札参加資格を有すると認められたものが1者である場合においても、特別な事情がない限り入札を執行することとし、また、入札執行において入札者が1者の場合でも落札決定を行う。

## 第9 入札の無効等

- 1 申請書等を期限までに提出しない者、制限付き一般競争入札参加資格がないと認められた者又は制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けた者のうち、入札までの間において第6の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができないものとする。
- 2 入札者は、入札日に制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。提出しない者は入札に参加することができない。
- 3 制限付き一般競争入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び大川広域行政組合の競争入札参加者の入札心得等において示した入札に関する要件に違反した入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消すものとする。

## 第10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札とする。

落札価格同価の時は、施行令第167条の9の規定により、くじ引きによって決定する。

## 第11 前払い、部分払、支払条件

各年度末の出来高予定額に応じた前払い及び出来高部分払とするが、詳細については落札者と協議し決定する。

## 第12 契約の成立要件

契約の締結については、大川広域行政組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準拠し、大川広域行政組合議会の議決を要する。

## 第13 その他

- 1 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止の措置の対象となる可能性がある。
- 2 様式はこの公告において示す様式のほか、大川広域行政組合所定の様式を使用するものとし、特に指定をしない様式にあっては任意で作成すること。

※ その他問い合わせ先

〒769-2103

香川県さぬき市小田2600番地3

大川広域志度クリーンセンター 電話 087(895)0021

FAX 087(895)0047

メール [kouiki-sido@md.pikara.ne.jp](mailto:kouiki-sido@md.pikara.ne.jp)